

# 個人住民税（町県民税）の

# 年金特別徴収が始まります

## 65歳以上の公的年金受給者で、 個人住民税を納税している人へ

平成21年10月から、公的年金に係る所得に対する個人住民税の支払方法が変わります。

公的年金を受給されていて、個人住民税の納税義務のある人は、現在、役場、銀行などに出向き、窓口で個人住民税をお支払いいただいていたのですが、今回の制度導入により、個人住民税が公的年金から特別徴収（天引き）されることとなります。

●この制度により新たな負担は生じません。

対象となる人は…

平成21年4月1日時点で年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務のある人で、かつ年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを受給している人（介護保険の特別徴収と同様）です。

対象となる税額は…

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得額に応じた税額が特別徴収（天引き）の対象となります。

ただし、その税額は、老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などから特別徴収（天引き）されます（いわゆる2階・3階部分の年金からは特別徴収されません）。

実施時期は…

平成21年10月支給分の年金から個人住民税の公的年金からの特別徴収制度では、受給者が支払うべき個人住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納め、受給者には、年金から個人住民税を差し引いた差額が支払われることとなります。納税のために金融機関へ出向いたり、現金を用意する必要がありません。

この制度は、個人住民税の支払方法を変更するものであり、これにより新たな負担は生じません。



※年金所得以外の所得（給与所得など）がある人は年金特別徴収のほか、従来どおりの納付方法によりお支払いいただくことになります。

## 年金特別徴収の対象 税額と徴収方法

年金特別徴収（天引き）の対象となる税額は、公的年金のみに係る所得に応じての税額となります。公的年金以外の所得に係る税額は、従来の徴収方法により納付いただくことになります。

### 〈通常年度〉

期別	徴収の方法	年金支給月	納税額
上半期 (仮徴収)	特別徴収 (年金から 天引き)	4月	前年の下半期の 額の3分の1ずつ (通常は前年度の 2月分と同額)
		6月	
		8月	
下半期 (本徴収)	特別徴収 (年金から 天引き)	10月	年税額から仮徴収 分を差し引いた残 額の3分の1ずつ
		12月	
		2月	

① 仮徴収  
(4月・6月・8月)  
年金支給月の4月・6月・8月に、前年の10月・12月・2月の特別徴収額の3分の1ずつを天引きにより仮徴収として納付いただくこととなります。

② 本徴収  
(10月・12月・2月)  
年金支給月の10月・12月・2月に、年税額から仮徴収分を差し引いた残額の3分の1ずつを天引きにより本徴収として納付いただくこととなります。

通常年度

### 〈特別徴収を開始する年度〉

期別	徴収の方法	年金支給月	納税額
上半期	普通徴収 (納付書又は 口座振替)	6月	年税額の 4分の1ずつ
		8月	
下半期	特別徴収 (年金から 天引き)	10月	年税額の 6分の1ずつ
		12月	
		2月	

① 普通徴収  
(6月・8月)  
新たに年金特別徴収の対象となった最初の年度は、普通徴収（納付書または口座振替による納付）の納期（1期、2期）で、年税額の4分の1ずつを納付いただくこととなります。

② 特別徴収  
(10月・12月・2月)  
年金支給月の10月・12月・2月に、年税額の6分の1ずつを、天引きにより納付いただくこととなります。

特別徴収を開始する年度

※平成21年10月支給分から年金特別徴収が始まります。このため、年金特別徴収の対象者の人は、平成21年度については「特別徴収を開始する年度」による徴収方法となります。

(注意) 説明書き中の「年税額」は、公的年金のみに係る税額を「年税額」と表記しています。